

第2期尾鷲市 子ども・子育て支援事業計画 母子保健計画

令和2年度～令和6年度

概要版

ともに子育てを支えあうまちづくり



令和2年3月
尾鷲市

1 計画策定の目的

本市では、平成27年3月に「尾鷲市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、矢浜保育園、尾鷲第三保育園、尾鷲第四保育園など保育施設の整備を進めるとともに、母子保健においては、国が示す「すこやか親子21」に基づき、切れ目のない子育て支援を目的に、子育て世代包括支援センター「はっぴい」を開設し、産後ケア事業や乳幼児健康(子育て)相談など、子育てへの不安を解消するための相談体制の充実を推進してきました。

このたび、計画期間が終了することから、近年の子ども・子育てに関する法・制度等の動向を踏まえ、本市の現状と課題を分析・整理し、子育て支援や母子保健に関する施策の新たな指針として「第2期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画」(以下、「本計画」)を策定しました。

2 計画の位置づけと計画期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、「次世代育成支援行動計画」、「市町村母子保健計画」を包含した計画とします。

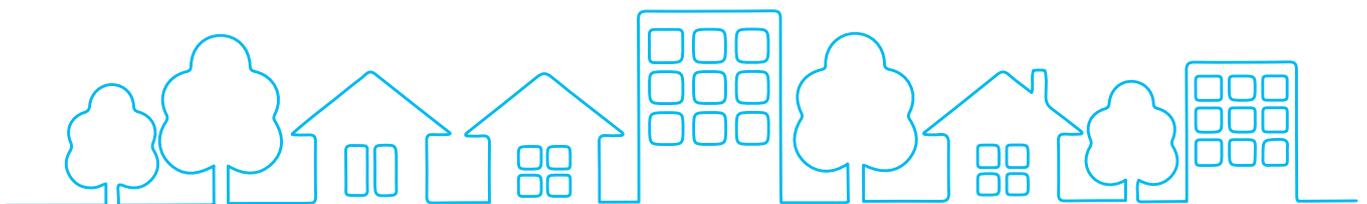
計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

3 計画の基本理念

本市では、子育てにかかわる親、家庭、地域、事業所、行政などが協力して子育てを支援する環境づくりに向けて、第1期計画で掲げた将来像を継承し、本計画においても「ともに子育てを支えあうまちづくり」を基本理念として掲げ、総合的な取り組みを推進していきます。

基本理念

ともに子育てを支えあうまちづくり



4 計画の基本目標と主な施策

基本理念に基づき、本計画において取り組む施策展開の基本的な目標と主な施策は以下のとおりとなります。

基本目標1 安心して子どもを産み、健やかに育てる環境づくり

すべての子どもたちが健やかに成長することを目指し、妊娠期より、関係機関と連携し、安心して産み育てるため、母子を中心とした家族への切れ目のない支援を実施します。また、親子に寄り添い、健やかな子どもの発育・発達の支援に努めるとともに、次世代を担う子どもたちを育てるための思春期支援を進めます。

主な施策

1 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

①子育て世代包括支援センター「はっぴい」の充実／②健康(子育て)相談等の充実／③子育てサポーターの育成と活動支援／④多様な情報提供体制の充実

2 安心して妊娠・出産できる環境づくり

①母子健康手帳の交付・妊婦アンケート実施／②妊婦一般健康診査の実施／③妊婦家庭訪問等／④妊婦歯科保健指導／⑤産婦訪問／⑥産後ケア事業／⑦産婦健康診査／⑧産前・産後サポート事業／⑨母子への喫煙・防煙対策／⑩不妊治療対策／⑪マタニティマークの普及・啓発

3 健やかな子どもの発育・発達の支援

①乳児家庭全戸訪問(すこやか赤ちゃん訪問)の実施／②ブックスタートの実施／③未熟児訪問・未熟児養育医療給付事業の実施／④新生児聴覚スクリーニング検査費助成事業及び難聴児への早期支援／⑤乳児一般健康診査の実施／⑥幼児健康診査の実施／⑦乳幼児健康(子育て)相談の実施／⑧子育てサークルの支援／⑨歯科保健事業の実施／⑩予防接種事業の実施／⑪食育の推進／⑫誤飲・溺水・転落・やけど等の事故防止対策／⑬思春期教室の開催

基本目標2 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり

保護者の子育てに対する負担、不安、孤立感をやわらげ、子育てと仕事を両立できる環境づくりを図ります。また、仕事を持っている人も安心して子どもを育てられる環境づくりに取り組みます。さらに、子育てを難しくする要因となる経済的な負担軽減に努めます。

主な施策

1 多様な保育・教育ニーズに対応するための支援

①保育・教育サービスの充実／②延長保育の実施／③障がい児保育の実施／④一時預かり事業の実施／⑤ファミリー・サポート・センター事業の充実／⑥休日保育／⑦病後児保育

2 ともに子育てを担い、生活と調和した働き方の実現に向けた取り組みの推進

①子育て支援に配慮した企業活動の促進／②ともに子育てを担う意識づくり／③就労支援事業

3 子どもを持つ家庭への経済的支援

①児童手当／②子ども医療費助成／③多子世帯支援事業／④尾鷲市指定ゴミ袋の減免

基本目標3 子どもの育ちを支援する地域づくり

子どもを持つ親が交流できる機会の充実を図るとともに、放課後等に子どもが安全・安心して過ごせる居場所の確保を図ります。また、子どもが遊びや学びを通じて、自立心や社会性を身に付け、一人ひとりの個性が尊重され、自己肯定感を持って成長することができる環境づくりに向け、家庭・学校等における教育の充実を図ります。さらに、すべての人が子どもや子育て支援への関心と理解を深め、子どもや子育てを支えあうことのできる地域づくりを進めます。

主な施策

1 乳幼児の交流の場づくり

①地域子育て支援センター「ちびっこひろば」の充実／②幼稚園・保育園の園庭開放事業

2 小学生の居場所づくり

①放課後児童クラブの充実／②放課後子ども教室「いきいき尾鷲っ子」の充実

3 子どもの遊び場等の確保・充実

①公園等の適切な維持・管理／②既存施設の開放と利用促進／③あそび&ニュースポーツ④スポーツ少年団活動の促進／⑤子どもを対象とした各種講座の開催／⑥図書館での読み聞かせ活動／⑦おはなし出前講座

4 子どもの「生きる力」を育む教育環境づくり

①乳幼児教育の充実／②学校教育の充実／③いじめ・不登校・特別なニーズのある子どもへの支援／④特別支援教育の充実／⑤就学指導の充実／⑥障がいのある児童・生徒の地域交流活動の推進／⑦思春期保健対策の充実

5 子育てを支える地域づくり

①地域の教育力の強化／②ボランティア活動の活性化

基本目標4 子どもを守る地域づくり

子ども一人ひとりが尊重され、虐待から子どもを守るとともに、発達に支援が必要な子どもやひとり親世帯、経済的支援が必要な子育て家庭への支援を図り、子どもの健やかな発達を支援します。また、交通事故や犯罪、災害などから子どもの安全を確保する取り組みを進めます。

主な施策

1 子どもの人権尊重と児童虐待の防止

①家庭児童相談事業の強化／②尾鷲市要保護児童対策地域協議会の活用／③児童虐待防止に向けた啓発活動の推進／④子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた取り組み／⑤児童虐待を予防するための支援

2 発達に支援が必要な子どもへの施策の推進

①相談支援体制の充実／②発達支援ネットワークの充実／③乳幼児発育・発達支援の充実／④障がい児保育の充実／⑤特別支援教育の充実⑥就学指導の充実／⑦障がいのある児童・生徒の地域交流活動の推進⑧特別児童扶養手当の支給

3 ひとり親家庭への支援

①ひとり親家庭の自立支援／②ひとり親家庭等医療費の助成／③児童扶養手当事業／④母子・父子・寡婦福祉資金の貸付／⑤ひとり親家庭等日常生活支援事業／⑥高等職業訓練促進給付金等事業

4 経済的困難を抱える家庭への支援

①地域における支援の促進／②子育て支援事業等を通じた支援の推進

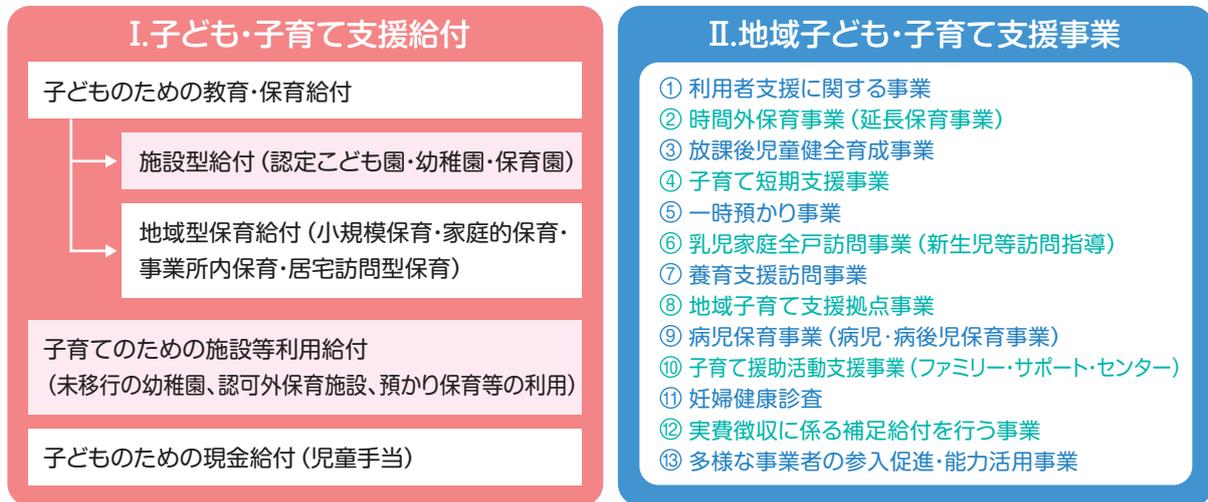
5 子どもの安全と安心の確保

①交通安全対策の充実／②防犯対策の充実／③防災対策の充実／④青少年の問題行動等への対応⑤安心できる生活空間の確保

5 子ども・子育て支援の具体的事業目標

1. 子ども・子育て支援新制度における給付・事業の全体像

子ども・子育て支援新制度は大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれ、市町村が実施主体とされています。また、幼児教育・保育の無償化により、子育てのための施設等利用給付が新設され、施設等利用費が支給されます。



2. 教育・保育提供区域の設定

本市においては、教育・保育提供区域について、区域内の量の見込みや量の調整に柔軟に対応でき、利用者の細かいニーズに対応できることから、第1期計画に引き続き全市1区域として設定します。

3. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

幼児期の教育・保育の量の見込みについては、国の示した計算式で算出するとともに、実態から大きくかい離れたサービスについては、これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から認定区分ごとの量の見込みを算出しました。

確保方策（供給体制）については、令和2年度から、保育園が7か所、公立幼稚園が1か所となり、量の見込みに対する供給が可能です。

教育・保育の「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

1号認定（新制度幼稚園等のみを希望する満3歳以上の就学前の子ども）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	16人	15人	13人	11人	9人
②確保内容	65人	65人	65人	65人	65人

2号認定（満3歳以上で保護者の就労などにより、家庭での保育が困難な子ども）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	230人	231人	228人	226人	217人
②確保内容	249人	249人	249人	249人	249人

3号認定（満3歳未満で保護者の就労などにより、家庭での保育が困難な子ども）

0歳	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	32人	30人	29人	28人	26人
②確保内容	34人	34人	34人	34人	34人
1歳～2歳	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	110人	103人	99人	95人	91人
②確保内容	117人	117人	117人	117人	117人

6 地域子ども・子育て支援事業について

「地域子ども・子育て支援事業」は、子ども・子育て支援法で13事業が定められており、本市では各事業について、以下の取り組みを進めます。

①利用者支援に関する事業

本市では、子育て世代包括支援センター「はっぴい」を中心に、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談やサポートを実施しています。今後も妊娠、出産、子育て等に関する様々な悩みに対応するため、引き続き保健師等が妊産婦への相談支援を実施し、途切れのない支援体制を構築するとともに、医療機関や関係機関と連携した支援を図ります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

②時間外保育事業(延長保育事業)

本市では、2か所の保育園で延長保育を実施しています。今後も保護者の就労時間の長時間化や通勤時間の広がり等によるニーズ変化を踏まえ、2か所の保育園で必要なサービス量を確保していきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	95人	93人	87人	85人	81人
②確保内容	95人	95人	95人	95人	95人
実施か所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

③放課後児童健全育成事業

本市では、尾鷲小学校に通う1～2年生の児童を対象とする「わんぱくクラブ」と、宮之上小学校などに通う3年生までの児童や発達障がいを持つ6年生までの児童を対象とする「くれよん」の2か所で放課後児童クラブを開設しています。今後も、放課後に保護者が自宅にいない子どもが安全・安心に過ごせる居場所を提供し、その健全な育成を図ります。また、障がい児の受け入れ体制の充実を図ります。さらに、放課後子ども教室「いきいき尾鷲っ子」との連携強化を図ります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	96人	84人	88人	87人	86人
低学年	86人	74人	79人	78人	77人
高学年	10人	10人	9人	9人	9人
②確保内容	登録児童数	100人	100人	100人	100人
	実施か所数	2か所	2か所	2か所	2か所

④子育て短期支援事業

児童の保護者が、一時的に児童を養育することが困難になった場合に、児童養護施設等で預かる事業です。今後も、児童養護施設と連携し、ニーズにあわせて対応を図ります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②確保内容	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

⑤一時預かり事業

本市では、主に乳幼児を対象としている一時預かり事業を尾鷲第四保育園の1か所で実施しています。今後も市民への事業・制度の周知など利用促進を図り、事業内容の向上に努めます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	250人日	250人日	250人日	250人日	250人日
②確保内容	480人日	480人日	480人日	480人日	480人日
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※量の見込み及び確保内容については、幼稚園在園児を対象とした預かり保育事業以外の一時預かり事業

⑥乳児家庭全戸訪問事業(新生児等訪問指導)

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。今後も、出生数等を勘案して、計画期間内の目標事業量を定め、訪問率100%を目指します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(対象人数)	71人	68人	65人	62人	59人
②確保内容(訪問率)	100%	100%	100%	100%	100%
実施か所数	実施体制:3人 実施機関:福祉保健課				

⑦養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に対する指導、助言及び家事の援助等を行う事業です。今後も、要保護児童対策地域協議会や関係機関と連携し、迅速な対応等が図れるよう機能強化を図ります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み	訪問家庭数	3件	3件	3件	3件	3件
	訪問延べ件数	6件	6件	6件	6件	6件
②確保内容	訪問家庭数	3件	3件	3件	3件	3件
	訪問延べ件数	6件	6件	6件	6件	6件

⑧地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援センターなどにおいて、子育ての相談や情報提供を実施するとともに、子育て中の親子の交流、遊び場の提供などを通じて子育てを支援する事業です。今後も、地域子育て支援センター「ちびっこひろば」の周知など利用促進を図るとともに、事業内容の向上に努めます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	506人回	479人回	459人回	439人回	419人回
②確保内容	500人回	500人回	500人回	500人回	500人回
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※月間延べ利用人数

⑨病児保育事業(病児・病後児保育事業)

病児・病後児保育事業は保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業です。計画期間における実施の予定はありませんが、保護者のニーズ把握に努めるとともに、実施に関連する各関係機関と連携のもと、事業の実施について検討していきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②確保内容	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
実施か所数	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

⑩子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

本市では、「おわせファミリー・サポート・センター」を開設しています。今後も、制度を広く市民に周知し、事業の利用が円滑になるように会員登録を促すとともに、安心して利用できるようにサポート体制を充実していきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	9人日	9人日	9人日	9人日	9人日
②確保内容	9人日	9人日	9人日	9人日	9人日
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

⑪妊婦健康診査

本市では、妊婦の健康管理を目的に医療機関に委託して妊婦健康診査を実施しており、14回までの公費助成を行っています。今後も、関係機関との連携を図りながら、妊娠届出時の面接や広報などを通じた受診勧奨を行い、受診率の向上に努めます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(健診回数)	830回	830回	830回	830回	830回
②確保量	830回	830回	830回	830回	830回
③確保内容	実施場所・実施体制:医療機関に委託して実施する 検査項目:厚生労働省が示す健診実施基準に準ずる 実施時期:通年				

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

実費徴収に係る補足給付を行う事業については、計画期間における実施の予定はありませんが、国が示す対象範囲等を踏まえて検討していきます。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

新規参入の必要性が生じた場合には、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実施支援、相談、助言等の実施を検討します。

7 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保に向け、①教育・保育の一体的な提供の推進、②認定こども園の推進、③質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実、④保育士等の質の向上と人材の確保に努めます。

第2期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画概要版 【令和2年度～令和6年度】

発行:尾鷲市 編集:福祉保健課 発行年月:令和2年3月
〒519-3618 三重県尾鷲市栄町5番5号
電話:0597-23-8202 FAX:0597-23-3875